

# 株式取扱規程

株式会社 **シヤムコ**

# 株式取扱規程

## 第 1 章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、定款第10条に基づき、この規程に定めるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び口座管理機関である証券会社並びに信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めによる。
2. 当会社及び当社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、この規程に定めるほか、当該信託銀行の定めによる。

(株主名簿管理人、同事務取扱場所及び同取次所)

- 第 2 条 当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。
- |         |  |
|---------|--|
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号<br>三菱UFJ信託銀行株式会社       |
| 同事務取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号<br>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 |

(請求又は届出)

- 第 3 条 この規程による請求又は届出は、当会社の定める書式による。但し、当該請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われる場合並びに第24条第1項に定める場合は、この限りではない。
2. 前項の請求又は届出を代理人より行うときは、代理権を証明する書面を、保佐人又は補助人の同意を要するときは、同意を証明する書面を提出する。
3. 当会社は、第1項の請求又は届出が証券会社等及び機構、若しくは証券会社等を経由して行われた場合は、当該請求又は届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができる。
4. 当会社は、第1項の請求又は届出をした者に対して、その者が株主又は代理人であることを証明する資料の提出を求めることができる。
5. 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合は、その提出がない限り、第1項の請求又は届出を受理しない。

## 第 2 章 株主名簿への記載又は記録等

(株主名簿への記載又は記録)

- 第 4 条 当会社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載又は記録を行う。
2. 当会社は、株主名簿に記載又は記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載又は記録を変更する。
3. 前2項のほか、新株の発行その他法令の定めによる場合は、株主名簿への記載又は記録

を行う。

4. 当社は、株主に対して通知するために必要がある場合、現在の株式保有者を株主名簿に反映させるべきであると取締役会が判断した場合、その他正当な理由がある場合には、機構に対して社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）の定めにより請求することができる。

（株主名簿に使用する文字等）

第 5 条 当社の株主名簿は、機構が指定する文字、記号により記載又は記録する。

（新株予約権原簿への記載又は記録等）

第 6 条 新株予約権原簿への記載又は記録、新株予約権に係わる質権の登録、移転又は抹消、信託財産の表示又は抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行う。

2. 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては、別途定めることができる。

### 第 3 章 諸 届

（株主等の住所及び氏名又は名称の届出）

第 7 条 株主等は、住所及び氏名又は名称を当会社に届け出る。

2. 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出る。但し、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りではない。

（外国居住株主等の届出）

第 8 条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は通知を受ける場所を定めて届け出る。

2. 常任代理人は、前条第 1 項の株主等に含まれる。
3. 第 1 項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出る。但し、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りではない。

（法人の代表者）

第 9 条 株主等が法人であるときは、その代表者 1 名の役職名及び氏名を届け出る。

2. 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出る。但し、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りではない。

（共有株式の代表者）

第 10 条 株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定めて、その住所及び氏名又は名称を届け出る。

2. 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出る。但し、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りではない。

（法定代理人）

第 11 条 親権者又は後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所及び氏名又は名称を届け出る。

2. 前項の届出、変更又は解除は、証券会社等及び機構を経由して届け出る。但し、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りではない。

(その他の届出)

- 第 12 条 第7条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構、若しくは証券会社等を経由して届け出る。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。
2. 証券会社等で受理又は取次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出る。

(新株予約権者の届出事項等)

- 第 13 条 当社の新株予約権原簿に記載又は記録される者の届出事項及びその届出方法については第7条から前条までの規定を準用する。但し、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

## 第 4 章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

- 第 14 条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めにより、証券会社等及び機構を経由して行う。

(買取価格の決定)

- 第 15 条 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。但し、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後、最初になされた売買取引の成立価格とする。
2. 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額を買取価格とする。

(買取代金の支払い)

- 第 16 条 当社は、当社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者に買取代金を支払う。
2. 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。

(買取株式の移転)

- 第 17 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払い手続きを完了した日に当会社の口座に振替られる。

## 第 5 章 単元未満株式の売渡し

(売渡請求の方法)

- 第 18 条 単元未満株式の売渡しを請求するときは、機構の定めにより、証券会社等及び機構を経由して行う。

(売渡請求の制限)

- 第 19 条 同一日になされた売渡請求の合計株式数が、売渡請求のために保有する自己株式数を超えるときは、売渡請求の効力は生じない。

(売渡価格の決定)

第 20 条 単元未満株式の売渡単価は第18条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。但し、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後、最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による売渡単価に、売渡請求株式数を乗じた額を売渡価格とする。

(売渡請求の受付停止)

第 21 条 当社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間、売渡請求の受付を停止する。

- (1) 3月31日
- (2) 9月30日
- (3) その他の株主確定日

2. 前項のほか、当会社又は機構が必要と認めるときは、売渡請求の受付を停止することができる。

(売渡株式の移転の時期)

第 22 条 売渡請求を受けた単元未満株式は、売渡代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に売渡請求者の口座に対する振替の申請を行う。

## 第 6 章 株主権行使の手続

(書面交付請求及び異議申述)

第 23 条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。但し、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等の行使方法)

第 24 条 振替法に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知（振替法に定める通知をいう。）に係わる受付票を添付して行う。但し、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

2. 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項及び第5項を適用する。

(株主提案議案の株主総会参考書類)

第 25 条 前条第1項に定める株主提案権が行使された場合、提出議案につき、次の記載の字数を超えるときは、株主総会参考書類にその概要を記載することができる。

- (1) 提案の理由  
各議案ごとに400字
- (2) 取締役、監査役及び会計監査人の選任に関する事項  
各候補者ごとに400字

## 第 7 章 手 数 料

(手数料)

- 第 26 条 当社の株式の取扱いに関する手数料は無料とする。
2. 株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

(規程の改廃)

- 第 27 条 この規程の改廃は、「規程管理規程」による。

附 則

(定款変更に伴う第 1 条の条数の変更)

- 第 1 条 株主総会決議に基づき、当社の定款第10条（株式取扱規程）の条数が変更されたときは、第 1 条に定める「定款第10条」は変更後の条数を定めたものとみなす。